

ボートパーク福山

使用にあたっての注意事項

広島県

ボートパーク福山 使用にあたっての注意事項

ボートパーク福山を利用される皆様は、「ボートパーク福山 使用にあたっての注意事項」をよくお読みいただき、記載された事項を遵守してください。

1 現地事務所営業時間等

(1) 営業時間 8時00分～17時00分

(2) 休業日 火曜日（祝日の場合は直後の平日） 12月29日～1月3日

2 使用にあたっての注意事項

(1) 施設内及び周辺海域における注意事項

- ① 施設内では、施設内の秩序維持等のために行う県又は指定管理者（以下「管理者」という。）の指示にしたがってください。
- ② 船舶の管理や運行、施設内での盗難・事故等については、全て使用者の責任となりますので、十分注意してください。
また、使用者が、他の使用者の責に帰すべき事由又は災害等により損害を被った場合も管理者は、その損害賠償責任を負いません。
- ③ 管理者において工事の施行及び施設の維持又は効率的な利用を図る必要が生じた場合には、許可艇の入出港制限又は係留区画からの移動を命じることがあります。この場合、使用者は、自らの費用負担により直ちに管理者が指定した場所に移動してください。
- ④ 係留にあたっては、船舶の前部端と後部端が、区画ごとに定められた範囲を超えないよう係留するとともに、通常使用されている係船ロープ以外のチェーンやワイヤー等は使用しないでください。
- ⑤ 係留する際は、係船ロープは必ず栈橋及び係船ビームのクリートに固定してください。
- ⑥ 栈橋へ係留する時は、荒天時等、他船との接触を考え、しっかり係留してください。
- ⑦ 一時係留区画は、荷物の積み降ろしや人の乗降のために一時的に係留し、利用していただくための区画です。多くの使用者の利便のために、長時間にわたる係留はご遠慮ください。
- ⑧ 係留後、雨水の打ち込み又は盗難防止のため、船体開口部は必要に応じて、閉鎖・施錠等を行ってください。
- ⑨ 栈橋からの廃棄物の落下、油類の流出、船具及び付属物等の脱落・流出行為は、施設付近の環境を汚染するだけでなく、施設利用舟艇等船舶の安全運航に影響を及ぼすことにもなるので、栈橋上にゴミを放置しない等、整理・整頓に努めてください。
- ⑩ 各自艇の周辺等施設の美化にご協力下さい。

(2) 駐車場利用における注意事項

- ① 枠内に駐車してください。（障害者でない使用者は、障害者用の枠内へ駐車しないでください。）

- ② 駐車場内での接触、損傷、盗難その他の事故等について、管理者は一切責任を負いませんので、駐車場内では徐行するとともに、車のドアは確実に施錠し、貴重品は車内に放置せず携行してください。

(3) 棧橋入退場における注意事項

- ① 棧橋への入退場後は、扉を確実に施錠してください。
- ② 出港に際しては、管理者が設置している出入港記録表に出港日時等を記入してください。
- ③ 棧橋内には、身障者用の車椅子や荷物運搬用台車など管理者が認める乗り物以外のもの（自転車等）を乗り入れないでください。

なお、荷物運搬用台車等を乗り入れた場合は、帰宅時には必ず持ち帰ってください。

- ④ 各自で出したゴミや空き缶等は、必ず持ち帰ってください。

(4) 出港する際の注意事項

- ① 出港に必要な情報収集、法定書類・法定備品の搭載、備品消耗品の搭載、救急・救命具の搭載及び連絡手段の確保等は、確実に行ってください。
- ② 気象・海象が著しい悪化が予想される場合など、管理者で出港の中止を促すことがありますが、出港の可否の判断は、使用者の責任において行ってください。

(5) 禁止事項

施設の円滑かつ適正な利用及び事故防止のため、使用者は、施設内では他の使用者の迷惑となる行為、不快な行為、危険な行為及び施設内の秩序を乱す等の行為は禁止されています。

- ① 許可を受けている施設以外の施設に許可なく立ち入ること。
- ② 正当な理由なく施設で寝泊り等を行うこと。
- ③ 浮棧橋等の施設に管理者が認めるもの以外のものを放置すること。
- ④ 施設内において、許可艇を使用して第三者にクルージング、釣、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
- ⑤ 施設内で、管理者の許可を得ずにボート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。また、遊漁船や遊覧船等の営業行為を行うこと。
- ⑥ 施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為及び法令違反行為を行い、又は使用者の許可艇を使用させた者にこれらの行為を行わせること。
※ 管理者において犯罪行為を確認した場合は、直ちに警察に連絡する等必要な措置を講じます。
- ⑦ 緊急時を除き、施設内水域及び港口部付近で、帆走、追い越し、並列航行、曳航及び投錨等を行うこと。
- ⑧ 係留区画以外の施設へ係留すること。
- ⑨ 施設内水域及び港口部付近において、水上スキー、ウェークボード等を行うこと。また、その他の遊具を使用すること。
- ⑩ 施設内水域及び港口部付近において、魚釣り等の漁獲行為及び潜水を行うこと。
- ⑪ 施設内水域及び港口部付近において、廃棄物の投棄、ビルジ・油類の排出及び汚水・生

活排水等を排出すること。

- ⑫ 使用許可の対象となっていない船舶やゴムボート等を係留すること。
- ⑬ 浮棧橋や係船ビーム等の構造物にロープを固縛すること。ただし管理者が認める場合を除く。
- ⑭ 浮棧橋や係船ビーム等の施設に、新たな工作物等を設置し、又は施設を改造するなどの管理上支障となる行為（浮船台の設置、鉄管・ビニール管等による枠組の設置、ブルーシート等の設置及び係船ビームの上下を利用して私物置場にするなど）を行うこと。ただし管理者が認める場合を除く。
- ⑮ 棧橋等の施設内で焚火、花火及びバーベキュー等の火気を使用すること。また、棧橋上で魚介類をさばく等すること。
- ⑯ 棧橋係留中において、隣接する他の船舶に危険や迷惑が及び、又は棧橋や水域の汚染及び騒音等がある等管理者が認めない船舶の整備・修理を行うこと。